

ID: 276

担当部署: 上下水道課

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	高根沢町小規模集合排水処理施設事業受益者分担金徴収条例 第5条		
例規番号	平成11年条例第15号		
【基準】 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 天災地変その他特別な事由がある場合において、必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日